

件名	愛媛県卸売市場条例の一部を改正する条例
主管課	農産園芸課
根拠法令等	卸売市場法の一部を改正する法律 (平成16年6月9日公布、同日、平成21年4月1日施行)

【改正の概要】

卸売市場法の改正に伴い、地方卸売市場における業務に係る物品の品質管理の方法を地方卸売市場の業務規程の記載事項とする等の改正を行うとともに、地方卸売市場における卸売業者の生鮮食料品等の買受けに関する規制を緩和するもの。

- 1 法改正に伴う規定整備
中央卸売市場の地方卸売市場への転換に関する手続を定める。
- 2 卸売市場における品質管理の高度化
卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を地方卸売市場等の業務規程の内容とする。
- 3 法人の分割による地方卸売市場の開設者に係る地位の承継に関する手続規定整備
- 4 卸売業者の事業活動に関する規制緩和
 - (1) 業務規程で定めるところにより、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、卸売業者が卸売の相手方として生鮮食料品等を買い受けることができる。
 - (2) 卸売のための販売の委託の引受けについて、卸売業者が委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないという規制を撤廃する。

施行日 平成17年4月1日(4(2)は、平成21年4月1日)

【その他参考事項】

卸売市場法の一部を改正する法律の概要

- (1) 卸売市場における品質管理の高度化
農林水産大臣が卸売市場整備基本方針において品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場開設者が業務規程において品質管理の方法を定める。
- (2) 商物一致規制の緩和
- (3) 卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和
中央卸売市場の卸売業者等が市場外での販売、機能・サービス等に見合った委託手数料の徴収を行うことを可能とするための規制の緩和を行う。
- (4) 卸売市場の再編の促進
中央卸売市場整備計画に、地方卸売市場への転換等が必要な中央卸売市場の名称を位置付けるとともに、卸売市場の再編を円滑にすすめるための手続規定を整備する。
県内の中央・地方卸売市場数

	松山中央卸売市場		地方卸売市場	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者
青果物・花き	1	3	5	8
青果物			8	8
水産物	1	2	16	19
食肉			1	1